

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第1回）
開催日時	令和5年8月17日（木） 午前10時00分から12時00分まで
開催場所	田無庁舎 4階第3委員会室
出席者	池澤隆史市長 （委員） 栗島博、柴田一哉、下平翔吾、平勇介、高木保男、 竹之内一幸、永田由美、平山喜弘、山内章（敬称略） （事務局）早川総務部長、大熊職員課長、高橋職員課給与厚生係長、氏江職員課給与厚生係主任、黒澤職員課給与厚生係主事
議題	特別職の報酬等について
会議資料の名称	令和5年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>【事務局から開会挨拶】</p> <p>【委嘱式】 市長から各委員に委嘱状の交付。</p> <p>【市長挨拶】</p> <p>【各委員自己紹介・事務局職員紹介】</p> <p>【会長選出】 事務局から会長の選出方法について説明。 委員から竹之内委員の推薦があり、各委員の了承により会長就任。</p> <p>【会長挨拶】 会長職務代理者について、会長から山内委員を指名。 各委員の了承により、山内委員が会長職務代理者に就任。</p> <p>【会長職務代理者挨拶】</p> <p>【諮問】 池澤市長が諮問文を読み上げる。 ・諮問事項 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給与の額の決定に係る考え方の検証について</p>	

【市長退室】

【事務局から説明】

- ①審議会の会議時間は、最大2時間を目途にお願いしたい。
- ②審議会は、原則公開とする。
- ③傍聴人の定員について、特別職報酬等審議会傍聴要領で「会議会場の広さ等を勘案して会議の会長が定める」と定められており、本日は5席を用意している。本日の傍聴希望者は2人であり、用意した席数よりも少ないため、全員を傍聴人としてよろしいか。

(※各委員の了承により、傍聴人入室)

○会長

令和5年度第1回西東京市特別職報酬等審議会を開催します。
事務局から本会議に関する説明をお願いします。

○事務局

審議会の会議録作成の詳細については、市民参加条例施行規則第4条に規定があります。会議録は、「全文記録」、「発言者の発言内容ごとの要点記録」、「会議内容の要点記録」の3つの中から選択していただくことになっています。前回開催した本審議会の例によりますと、全文記録に近い「発言者の発言内容ごとの要点記録」という手法を採った経緯があります。この点についてご決定をお願いします。

○会長

特に問題がなければ、前例に従い、「発言者の発言内容ごとの要点記録」を採用しようと思いますが、いかがでしょうか。

(※各委員から異議なし)

○会長

それでは、会議録の作成形式については、「発言者の発言内容ごとの要点記録」に決定します。

○事務局

会議録は、会議終了後、次回の会議までの間に事務局にて作成の上、皆様にお送りしますので、内容の確認をお願いします。次回会議の冒頭でご了承をいただいた後、公開をさせていただきます。

○会長

それでは、本日の審議に入ります。
事務局から配布資料の説明をお願いします。

○事務局

まず、事前に送付した資料について説明いたします。

資料1 西東京市特別職報酬等審議会条例

審議会の設置根拠となります。

第2条で、本審議会の所掌事項について規定されています。今回は、特別職報酬等の決定に係る考え方の検証ということでの諮問になります。

資料2 特別職の報酬等について（自治事務次官通知）

古いものになりますが、審議会条例の根拠となる国からの通知となります。

「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより、一層の公正を期する必要がある」と記載があり、この通知の趣旨に基づき、当市においても本審議会を設置しています。

資料3 西東京市特別職給料（報酬）月額推移

西東京市は、平成13年1月21日に合併により誕生しました。合併以後の特別職の報酬月額の推移の資料となります。

左側から順に、平成20年4月1日、平成22年4月1日、平成27年10月1日、令和4年4月1日の順に改定が行われてきました。平成20年に増額の改定が行われた後は、平成22年、平成27年、令和4年と減額改定が行われ、現在の報酬額に至っています。

資料4 西東京市特別職及び一般職の年収比較

西東京市の特別職と一般職の年収比較になります。

現在支給されている市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、議長、副議長、各委員長、議員の期末手当を合計した年収額を算出した表です。

その下の表は、一般職の部長級の年収額を記載しています。この一般職の部長級の年収額を「1」として、各職との比較を上段の表の右側「部長級の年収との比較」に記載しています。例えば、市長の年収は、一般職の部長級の年収額11,282,466円と比較して149.1%、金額差が5,537,334円となっています。

資料5 特別職等の報酬等の体系と水準について

資料5は、特別職等の報酬等の体系と水準について、平成21年11月17日の本審議会の答申を一部抜粋したものです。

平成21年当時、市長等の報酬のあり方について、様々な面から審議を行い、導き出された考え方です。

(1) は体系です。

①市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員は常勤職であり、給料及び期末手当はその職責に応じた格付けを行うことが可能であり、その際、準拠基準としては常勤である一般職の部長級職員が最適である、となっています。これらの特別職の報酬を決定するにあたっては、一般職のうち最上位にある部長級職員を基準にするのが、最も適しているという考え方です。

②特別職等の職員の格付け割合、例えば市長の年収額を部長級職員の何パーセントにするのか、という割合の設定については、本市を除く8市の類似団体の平均値と本市を除く東京都25市の平均値の間で相互にバランスの取れた値を基に検討することが適当である、ということになります。

③議員報酬に関してですが、地方自治法の改正により議員報酬が他の非常勤職員の報酬規定から切り離されたため、純粋な意味での非常勤には相当しないと考えられるが、格付けについては常勤職の準拠基準である一般職の部長級職員を上回らない程度にすべきである、ということをございます。議員は、その他の非常勤特別職と同等には扱えない面もございますが、部長級を基準とした場合につきましては、常勤である部長級の年収額を上回らない程度が妥当であろうということになります。

(2) は水準です。

社会経済情勢及び市民感情を特別職等の職員の報酬等の水準値にどう反映させるかということに関して、一般職の部長級最高年収額を水準値として用いることは、当該年収が人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を反映しているため、結果的に、その

時々の経済情勢、ひいては市民感情を一定程度反映しているという考え方です。ただし、西東京市の財政状況が悪化した場合については、相当の見直しが必要である、ということが水準に関する考え方になります。

本市においては、平成21年度以降、これらの考え方を維持し、各特別職の報酬等を算出しています。

資料6 設定倍率による年額及び月額

特別職と部長級職員との年収等の倍率を示した資料となります。

上の段、1の年額の表の上から三段目、「設定倍率①」をご覧ください。先ほどご説明した体系の考え方から導き出された設定倍率を記載しています。部長級職員と比較し、市長が1.5倍、副市長が1.33倍、教育長が1.18倍、常勤の監査委員が1.03倍、議長が0.95倍、副議長が0.85倍、常任委員長等が0.825倍、議員が0.8倍と設定したものです。

同じ表の「現行の年額④」が、設定に対して、現行の年額と倍率がどうなっているかを示したものとなります。「現行倍率」と上の「設定倍率①」を比較しますと、市長1.49倍、副市長1.32倍と0.1ほど低くなっています。これは、一般職の期末勤勉手当支給率が4.55月になっていますが、特別職は4.45月とされていることによる影響であると考えています。

下の「2 月額」は、設定倍率により算出した給料月額等と現行額の比較になりますが、1は期末手当の支給率を現行の4.45月のままとした場合、報酬月額がどの程度影響を受けるかということで、市長を例に挙げますと月額5,991円引き上げるとバランスが取れるということになります。

次に、期末手当を4.55月にした場合です。同じく市長を例にしますと、給料月額を716円マイナスするとバランスが取れることになります。

次の7ページから14ページまでは、都内26市及び類似団体の状況の資料となります。

資料7 令和5年度 東京都26市の概要

表の左側から都内各市の面積、人口、職員数、議員数、予算規模など、基本的なデータをお示ししています。

資料8 令和5年度 類似団体の概要

資料7の東京都26市のうち、類似団体の部分を抜粋した表です。

欄外にお示ししましたが、類似団体とは、市町村を人口と産業構造を基準に総務省が分類したもので、西東京市と同じ類型は、人口15万人以上で産業構造は2次、3次産業が90パーセント以上、かつ3次産業が65パーセント以上の団体で、西東京市を含め9市となっています。人口では町田市が突出していますが、その他の団体は、概ね20万人前後となっています。

資料9 東京都26市の市長等給料調

この資料は、26市の市長、副市長、教育長、常勤の監査委員について、直近の改定前と改定後の給料月額について、比較をしているものです。

西東京市の順位ですが、市長は、26市中12位、副市長は11位、教育長は15位、常勤の監査委員は、西東京市を含む6市のうち6位となっています。

資料10 類似団体の市長等給料調

資料10は、資料9の東京都26市の市長等給料のうち、西東京市を含む類似団体を抜粋したものとなります。市長の給料については、類似団体9市の中では8位となって

いて、西東京市を除く8市の平均月額が1,028,625円となっています。

同様に、副市長の給料月額は7位、教育長は8位となっています。また、常勤の監査委員の給料月額は、4市中の4位となっています。

資料11 東京都26市の議員報酬調

この資料は、26市における議員報酬等の比較表です。

議長は26市中11位、副議長は12位、委員長等は常任委員会が4つあり、それらの委員長を務める場合の報酬となります。26市中で設定している市は20市ですが、西東京市は、そのうち5位となります。議員報酬については、26市中12位となります。

資料12 類似団体の議員報酬調

この資料は、資料10と同様に、類似団体の議員報酬の比較表となっています。

議長報酬月額は、類似団体9市のうち8番目となっています。西東京市を除く8市の平均報酬月額は、633,125円となっています。同様に、副議長の報酬月額は8位、委員長等の報酬は、設定している5市のうち4位、議員報酬は、9市中8位となっています。

資料13 東京都26市の特別職等期末手当調

特別職の期末手当の比較表になります。

西東京市の市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び議員の期末手当は、6月分・12月分とも2.225月で、年間の合計は4.45月となっています。西東京市の一般職の期末勤勉手当は、昨年東京都人事委員会勧告を踏まえ、令和4年12月に条例改正を行い、年間支給月数を4.55月としています。26市中13市が一般職に合わせ、4.55月となっています。

資料14 類似団体の特別職等期末手当調

資料14は、類似団体の特別職等の期末手当支給割合を比較したものとなっています。

市長・副市長・教育長の期末手当の支給割合4.45月は、類似団体の中では9市中5番目となっています。また、常勤の監査委員の支給割合は、4市中4番目となっています。議長・副議長・議員の期末手当の支給割合は同じく4.45月で、類似団体9市中5番目となっています。また、委員長等の期末手当の支給割合は、類似団体5市中2番目となっています。

資料15 東京都26市の財政指標調（令和3年度）

資料15は、東京都26市の財政指標調となっています。まだ令和4年度の決算が固まっていませんので、令和3年度の数値となっています。

上段の表は、最上段に西東京市を表示しています。まず、財政力指数ですが、26市中17番目、実質収支比率については19番目、経常収支比率は10番目、実質公債比率は8番目、人件費比率は13番目です。

それぞれの指標について、簡単にご説明します。

財政力指数ですが、自治体の財政力を判断する理論上の指標ということで、標準的な自治体における標準的な収入である「基準財政収入額」があり、そこから標準的な需要額「基準財政需要額」を割って求められた数値になります。一般的には、直近3か年の平均数値が財政力指数として採用されています。

次に、実質収支比率ですが、自治体の財政規模に対する収支の割合を示すものになります。収支が黒字ならば正の数、赤字ならば負の数になります。一般的に3～5%が適正な範囲とされています。

次に、経常収支比率ですが、経常的に収入される財源などが、人件費、扶助費などの経常的な経費にどの程度充当されているかを示すものです。一般的に70～80%が適正とされています。

次に、実質公債費比率ですが、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

その他、用語の解説は、次の資料16でご確認をお願いします。

資料17 西東京市及び東京都26市のラスパイレス指数の状況

資料17は、西東京市及び東京都26市のラスパイレス指数の状況です。

ラスパイレス指数とは、資料にお示ししていますが、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表適用職員の棒給月額を100とした場合の指数となります。西東京市については、令和3年度現在、99.5の指数で26市中12番目に位置しています。

以上が、西東京市の特別職報酬等の現状等に関するご説明となります。

次に、本日配布した「当日配布資料」をご覧ください。

当日配布資料 令和3年度西東京市特別職報酬等審議会答申の附帯意見について

前回、令和3年度に開催した本審議会においては、特別職等の支給月額の引き下げ及び期末手当支給月数の引上げの答申をいただきました。その際、今後の検討課題として、3点の御意見をいただきました。

まず、①ですが、前回の答申では西東京市の実情、地域の実情が具体的にどう反映されているかが明確でなく、次回の審議会においては他市の審議会の状況等を参考に多角的に議論すべき、とのご意見です。

次に、②では先にご説明した平成21年度答申で導かれた「体系」・「水準」を今後とも踏襲すべきかどうかにつき、検討すべきというご意見になります。

最後に③ですが、本審議会が概ね5年に1度開催され、直近の部長級職員を基本に報酬等の額を決定していることに関し、5年ごとという開催周期の妥当性を検討する必要があるとのご意見です。

次のページをお願いします。

以上3点の附帯意見を検討いただくための参考として、直近の他市の審議会の状況をまとめたものになります。令和3年度3市、令和4年度6市の特別職報酬等審議会での答申内容と、答申書で述べられている理由の概要を記載しています。答申の理由については、各市で様々ですが、概ね「一般職の給与改定状況」「他市との比較」「市の財政状況」「社会情勢や市民感情」などを挙げている答申が多くなっています。

次のページは、他市の審議会開催周期の資料となります。26市の集計結果を下に記載しています。

①開催周期ですが、周期を設定していない市が12市、何らかの設定をしている市が14市となっています。14市の設定内容は、5年ごとから毎年度開催まで様々ですが、その中では2年周期と毎年度開催がそれぞれ4市で、比較的多い状況となっています。

次に②ですが、特別職の期末手当の月数を改定する際に審議会への諮問を行っているかどうかの調査結果になります。諮問をしているという市が7市、していない市が17市、その他が2市となっております。諮問をしていない市については、一般職の期

末手当の月数が改定された場合は、それと連動させるといった決定方法が採られています。

簡略化した部分もありますが、以上で資料の説明を終わります。

○会長

まずは事前に郵送された資料1から資料17までについて、何かご質問のある方はいらっしゃいますか。

○委員

資料15に「8市平均」とありますが、西東京市以外の8市平均ということによろしいですか。

○事務局

西東京市を除いた類似団体8市の平均値をお示ししています。

○会長

おそらく配布資料を見ただけで色々と分析するのは、専門家でないと難しいのではないのでしょうか。西東京市と類似団体との偏差が許容範囲であるかどうかについて、数字的というよりはあくまで感覚的に判断すべきものではないかと思えます。

数字が大きく乖離しているというものがあれば、各委員からご指摘をお願いします。

(※各委員より意見なし)

それでは、時間を有効に使いたいと思いますので、また後でご意見があればお願いします。

次に、当日配布資料についてです。前回答申での附帯意見の背景として、計4回のみ会議で答申をまとめることとなったため、内容的にあまり踏み込めなかったということがありました。5年に1回の開催周期かつ計4回の会議で答申となると、毎回まとめきれずに終わってしまうのでは、というのが私の意見です。答申から2年経過後に一度方向性や体系について確定できれば、3年後にそれを前提とした議論ができるのではないかと考えています。

附帯意見について、各委員からご意見があればお願いします。

○委員

私も前回の審議会に参加していました。附帯意見は、議論の結果について簡潔に述べられているものだと認識しています。

本日の市長挨拶では、今回の審議会では金額のことよりもあり方について議論してほしいという話があったので、主に報酬決定の考え方について議論していくべきということになると思います。他市の答申では、「社会情勢」や「市民の生活実態」、「市民感情」等の文言がありますが、これら以外の側面についても皆様と議論していきたいです。

今年7月に大阪府寝屋川市で、市長等の給料を市民からの評価を基準に最大で30%削減するという制度が導入されました。これも市民感情を反映して決めるという一つの方法だと思います。市をより良くしようと動いた方への対価として報酬に反映していくのがあり方ではないか、というのが私の意見になりますが、皆様の意見も踏まえながら決めていければと思います。

○会長

他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

○委員

前回の審議会の答申では「市民感情」という文言が使われています。また、資料にもあるように、類似団体9市のうち5市でも同じ文言が使用されています。そこで確認したいのですが、市としてアンケート等で市民の意見を集約した実績はあるのでしょうか。文言として使用する以上は、根拠となるものが必要だと思います。他の5市の状況についても、分かれば確認したいです。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

前回の審議会の中では調査等は行っていません。他市の状況についても現時点では把握しておりません。

○会長

附帯意見は、全体的に簡略化されているところがあり、市民感情について詳しくは知り得ないことを前提とした表現になっています。

○委員

その場合、市民感情を盛り込むことは困難ではないでしょうか。例えば、市職員に安定した給与が支払われ、市内でお金を使ってもらえれば、商店等にもお金が回っていくということにもなります。経済状況が悪いからといって、全ての市民が市職員の給与を引き下げればよいとは考えていないと思います。

○委員

市民感情を反映させる方法として、直接民主制的なやり方と間接民主制的なやり方の二つがあります。報酬は条例で定められているため、市長が報酬を上げたいと考えても自ら改定することはできないと理解しています。条例で定める場合、最終的には議会において、市民の代表として選挙で選出された議員が採決を行うはずですが。このように、間接民主制的な制度により市民感情を反映させる方法もありえます。どちらの方法を採るべきかについては難しい問題ですが、市民に対してアンケートを取らないからといって、市民感情を全く反映できていないわけではないというのが私の理解です。

○委員

前回の審議会でも、市民感情を推測することが難しいという意見があり、それについては次回の選挙結果で判明するのでは、という議論があったと記憶しています。

○会長

報酬の問題は、一步間違えると人気取りになってしまう可能性があり、それが市民ひいては西東京市にとっての利益につながるとは限りません。市民感情は配慮されるべきですが、絶対的な基準ではないと思います。アンケートやモニター等を実施したとしても、結果どおりに反映させるべきかどうかは、最終的に議会で決定することになります。我々としては、直接決定する権限はありませんが、審議会としての考え方を示すことならばできるということです。

本日は1回目の会議なので、他の委員からも自由に発言をお願いしたいと思います。

○委員

今回の審議会は、これといった審議の内容はないということですね。

○委員

今回は、金額を決めるのではなく、諮問事項にあるように報酬決定の考え方の答え

を出す場だと思えます。

○委員

各委員の考え方も様々だと思うので、論点を一つずつ絞っていただかないと議論することが難しいのではないかと思います。

○会長

附帯意見②にあるとおり、従来の「体系」・「水準」論を変えるべきかどうかというのが、今回の明確なポイントになると思えます。

○委員

変える必要性はあるのでしょうか。

○会長

私からあまり誘導してはいけないとは思っていますが、変えなくてもよいというご意見でしょうか。

○委員

お見込みの通りです。

○委員

5年に1回の開催周期は、適切ではないと思えます。例えば、4年に1回の市議会議員選挙のタイミングで開催する案もあると思えますし、毎年開催や2年に1回の開催についても考えていかないといけない時期では、というのが私の意見です。

○会長

事務局に確認します。審議会を毎年開催している市では、何か規定があるのでしょうか。

○事務局

審議会条例で直接定めている市は、ないと思われます。審議の中でそのように取り決めているところが多いのではないかと推測しています。

○会長

法的根拠はないということですか。

○事務局

お見込みの通りです。毎年開催している自治体もありますが、その場合、職員の期末・勤勉手当の支給月数が改定されれば、それに合わせて特別職の報酬を決定するというのみを毎回行っている自治体であれば、淡々と決まりに沿って進めていく形になります。ただし、いずれの場合も条例で「毎年開催」とはっきり謳っているわけではないと考えます。

○委員

特別職の報酬を一般職部長級ベースとすることについて、現在の開催周期における不都合な点は、一般職の給与は毎年の勧告で変動するのに対し、特別職の報酬は5年に1回しか変わらないということです。改定の際は、直近の勧告から影響を受けるので、その前の4年間の変動は考慮されず、どうしても論理的に歪な形になる恐れがあります。毎年の勧告に対応できる仕組みにした方が、合理的な面もあると思えますが、毎年開催の場合、数字を合わせるだけの会議になってしまいかねず、それで果たして議論をしたことになるのかという問題もあると思えます。

○委員

部長職は一般職ですよね。特別職の給与が、一般職と同じように毎年変動するということには違和感があります。

○委員

段々と物価が上昇していく中で、給与が上がっていかないと実質的には引き下げということになります。5年に1回の開催で経済状況を反映した給与になるのかといえ、それは難しいと思います。例えば、5年間の中間点として2年経過時に1回開催するという方向性を打ち出しておいてもよいのではないかと考えています。

○委員

5年経つと社会情勢も大きく変わりますし、物価や税金もどんどん上がってきているのが最近の流れなので、5年は少し長いと感じます。先ほど市民感情や社会情勢の話がありましたが、例えば、厚生労働省から毎月勤労統計調査が出ていて、そこでの結果では賃金の変動もかなり表れてきているはずですが、もちろん、それを特別職にそのまま反映するべきというわけではないですが、考慮に入れることも大事ではないでしょうか。全体的に世の中の動きが早くなってきているので、どこかで検証の機会が必要だと思います。

○委員

まさに、今回の審議会がその検証の場なのではないかと思います。

○会長

決まった計算方式に当てはめるのであれば、毎年開催が一番良いということになりますし、社会情勢や市民感情をより反映することもできます。特別職の報酬を毎年変えるべきかといった議論は、特別職と一般職はどのように違うのかということにも関わる話だと思いますし、そもそも特別職と一般職で決定方法を変える必要はあるのかということにもなります。

5年に1回は長いので5年間の平均を出した方がよいのでは、という意見も前回の審議会で挙がりましたが、時間が限られていたため、あまり踏み込めませんでした。

○委員

附帯意見③でも、5年に1回の妥当性については改めて検討するべきとなっています。理想は毎年開催だと思いますが、スケジュール感や皆様の負担も含め、何年が妥当かについて、状況に応じて一番よい形をつくっていただければと思います。

現状では5年に1回は長いと感じるので、3年に1回ぐらいで現実的に開催ができるかどうか、事務局も含めて検討をしてもらえればと思います。

○会長

審議会の主な役目としては、「計算式に当てはめると結果はこうなります」と示すことであり、最終的には議会の決定に委ねることになります。我々にできることの限界は、考え方として正しいものを示すということまでになるかと思っています。

○委員

我々が答申をまとめても、結局は市長が議会に諮る必要があります。国民健康保険運営協議会でも、ここ2年は保険料の増額改定の答申が出ましたが、最終的には改定しないということになりました。最終的に決めるのは議会なので、難しいところもあります。

報酬の決定方法には決まりがあるので、具体的な金額を決めることよりも、適正なのかどうかを議論することや開催周期を決めていくことの方が大事だと思います。

○会長

附帯意見②の「体系」・「水準」論に異論がないということになると、既存の計算式によって数字が決まります。5年に1回と毎年開催の場合を比較した際に、数字の正確性でいえば、毎年開催の方が正確なので、この場合の結論としては毎年開催するべきということになります。

- 委員
そうすると、審議会の意義も薄れてしまうのではないのでしょうか。
- 会長
毎年開催するとしても、審議会の役割として、数字が正しいかどうかを検討し、市長が議会に示せるようにする必要があります。
- 委員
事務局に伺います。これまで5年に1回という開催周期があった中で、なぜ今年審議会を開催することになったのですか。
- 事務局
5年に1回の開催周期は、「体系」・「水準」論の話が出た平成21年のときに決まったものです。当時はゼロベース又はマイナス改定が続いていたので、給与体系に大きな影響がなく、5年に1回でも特に問題が発生しませんでした。それに対し、現在はコロナ明けで給与が上昇傾向にあるため、このままの開催周期でよいのかという意見がありました。そこで、現在の開催周期のまま適切かどうかについて、一度ご審議いただきましたかったというのが今回の背景になります。
- 委員
事務局としても5年に1回の周期は長いと考えていますか。
- 事務局
他市と比較すると、都内26市のうち開催周期を定めている中では西東京市が一番長いという事実があります。また、コロナ禍やウクライナの問題等をはじめ、ここ数年の社会情勢の大きな変化を考慮すると、我々としても5年に1回の開催周期は長いと考えています。5年前に決定したものが果たして現在の市民感情といえるのかという問題がある中で、我々としては、開催頻度が高いほど、市民感情がより反映されているであろうという推測が成り立つのではないかと考えています。
- 委員
当日配布資料にある開催周期「なし」の自治体は、開催はしているが決まりがないということなのか、それとも開催自体していないのでしょうか。
- 事務局
開催周期の目安を定めていないということであり、実際に開催していないわけではありません。
- 委員
市長が必要性を感じた場合に適宜諮問するというイメージですか。
- 事務局
お見込みのとおりです。都内26市の中では、10年以上開催していないという市もあります。
- 会長
市民感情に最も敏感にならないといけないのが市長だと思います。例えば、「市民が苦しい生活をしているのに市長の報酬は高すぎる」といった市民感情が沸き上がってきたときに適宜開催すべきなのか、それとも定期的に開催すべきものなのかということです。個人的には、毎年開催するのは負担が大きいですと思いますが、一方で毎年開催すべきという意見も出てくるでしょう。
- 委員
一般職の給与は生活費であり、労働の対価と考えられます。それに対して特別職は、会社の役員と類似しており、本来、役員は会社の業績が悪ければ報酬は発生しな

い場合もあります。議員報酬に関しては、その性格上、1年ごとに厳密に決めるのではなく、ある程度の長さのスパンで決める考え方でもよいのではないのでしょうか。

○委員

特別職でも報酬の多くが生活費に回っているのが実態ではないのでしょうか。昔と違い、経済的に余裕がある人ばかりではなく、議員も職業化しているように思います。

○委員

私も労働の対価は当然支払われるべきだと思っています。毎年厳密に決定するべきというよりはもっと長いスパンで決めてもよいのではないかと、という意味で申し上げました。

○委員

毎年の開催は如何かと思いますが、2年又は3年に1回ぐらいの開催でもよいと思います。

○委員

開催周期については、市長の諮問があれば5年に1回のタイミング以外でも開催できるので、当面はこのままだでもよいのではないのでしょうか。ただし、このまま今後も物価上昇が予想されるので、3年に1回ぐらいの方がよいのではという議論もあり得ます。

先ほど議員の職業化という話がありましたが、成り手の問題があるので、優秀な方に担っていただく意味でも、議員になることで収入があまり下がらないような金額に設定した方がよいと思います。市長についても同様です。

○会長

特別職の報酬は、一般職部長級の給与をベースにしているのですが、金額に色を付けるようなことは一切行われていません。一般職と特別職の位置づけは異なるものの、報酬の決定に関する数字の考え方は基本的には同じだということです。それならば毎年開催したとしても、数式に当てはめて決定するのみなので、審議会では特に何も議論をしていないということにもなります。

○委員

毎年、諮問事項も変わるとお思いますので、1年目、2年目、3年目と進むにつれて、より具体的な議論が出てくるのではないのでしょうか。その間については、経済情勢を見つつ、出てきた数字の乖離がないかを判定するという点で、答申の意義があるのではないかと思います。

○会長

5年に1回という開催周期が問題なのか、それとも5年に1回でよいが、数字の出し方として、例えば5年間の平均値を取るべきではないか、といった議論が出てくるのだと思います。

また、一般市民の多くは、他市の状況については詳しく知らないと思いますが、関心のある方は、情報公開で他市と比較して開催頻度が低いという状況を知ることができます。そうすると審議会としても、5年に1回ではまずいということも出てくるかと思いますが。

先ほども意見があったとおり、5年に1回のタイミングで出てきた数字のみで改定するというところに違和感を覚える方もいます。あまり現実的な話ではありませんが、たまたま4年間は低かっただけなのに直近の1年だけ高くなれば、乖離しているという結論になります。そうした問題を回避するために、平均値を取るという考え方もあります。今までそのことについては具体的に議論してこなかったもので、今回の審議会

で議論することには意味があると思います。

○委員

5年に1回開催するとなったときに意味があるということですね。

○会長

お見込みのとおりです。5年に1回でよいとなったときに、前年ベースではなく、5年間の平均値を取るという考え方をこの審議会のコンセンサスとすることも可能です。

○委員

今回の審議会から5年以内にもう一度審議会を開催し、その時に数字で現状について知らせてもらうのがよいと思います。そこでの検討を踏まえ、さらに5年後にもう一度検討するということでもよいのではないのでしょうか。

○会長

市長の挨拶にもあったように、今回の審議会では、金額を決定するのではなく、今までの決め方を検証して、この先もこのままでよいかどうか意見をいただきたいということです。

○委員

意見を出すために、ある程度の数字が見えた方がよいのではないのでしょうか。

○会長

それについては、出していただいて問題ないと思います。当然、市長も答申を見て「体系」・「水準」論に基づいて計算した結果を確認することになりますし、それを踏まえて議案を提出することになります。5年に1回というのはあくまで審議会の慣例なので、市長が必要と考えれば、適宜諮問すると思います。

それでは予定の時間になりましたので、本日の審議は終了にしたいと思います。

事務局から連絡事項について説明をお願いします。

○事務局

2点ございます。

1点目は、お手元にお配りした「質問・意見提出票」についてです。審議事項に関するご質問やご意見、会議で配布を希望する資料などがございましたら、9月20日までにご意見等をお送りいただければ、次回会議までに集約したものを委員の皆様にお送りします。

2点目は、次回の会議日程についてです。次回の会議は、10月20日金曜日の開催を考えています。委員の皆様方のご都合等を踏まえ、本日ご決定いただければと思います。

○会長

次回会議の日程について、10月20日金曜日に開催してはどうかという提案がありました。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

(※各委員に日程確認)

○事務局

それでは、次回会議は10月20日金曜日に開催とさせていただきます。欠席される場合は、事務局までご連絡をお願いします。

○会長

それでは、本日の会議は終了とします。

